

# 用地測量業務請負積算要領

# 用地測量業務請負積算要領

## 第1 目的

本要領は、「設計業務等標準積算基準書」及び「設計業務等標準積算基準書(参考資料)」のうちで、用地測量業務の積算及び標準歩掛に関し、統一的に運用すべき事項又は積算上参考となる事項について解説し、適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

## 第2 測量業務積算基準

測量業務積算基準に関する取扱いは、次に掲げるところによるものとする。

### 1 精度管理費の対象作業工程

用地測量の復元測量、補助基準点の設置、用地現況測量、面積計算、用地実測図原図作成、用地平面図作成、確定図作成、用地管理図作成、公共用地境界確定協議の現況実測平面図作成、横断面図作成

### 2 業務価格の端数処理方法

業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費で行う。なお、用地測量業務と用地調査等業務とを併せて発注する場合は、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(10,000円単位で切捨て)するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。

## 第3 測量業務標準歩掛

測量業務標準歩掛に関する取扱いは、次に掲げるところによるものとする。

### 1 用地実測図原図等の作成

用地測量業務に関する土地現地調査報告書作成、添付図面作成、確定図作成、用地管理図作成については、測量業務標準歩掛に追加して取り扱うものとする。

#### (1) 標準歩掛

作業工程及び標準作業量	所要日数 (編成)						延日数 計	各費目の直接人件費 に対する割合			摘要
	内外業 の別	測量主 任技師	測量 技師	測量 技師補	測量 助手	普通 作業員		機 械 経 費	通信運 搬費等	材料費	
土地現地調査報告書作成 10,000㎡当り	内			0.6 (1)			0.6	0.0%	0.0%	0.0%	
添付図面作成 10,000㎡当り	内					0.6 (1)	0.6	0.0%	0.0%	0.0%	
確定図作成 10,000㎡当り (縮尺 1/500)	内		0.5 (1)	0.9 (1)	0.9 (1)		2.3	0.0%	0.0%	0.5%	
用地管理図作成 10,000㎡当り (縮尺 1/500)	内		0.5 (1)	0.9 (1)	0.9 (1)		2.3	0.0%	0.0%	0.5%	

注：表中、下段括弧書きは、編成をいう。

#### (2) 材料費の構成

作業工程	品名	規格	単位	数量	摘要
確定図作成	ポリエステル	0.9m×20m #300	本	0.03	
用地管理図作成	ポリエステル	0.9m×20m #300	本	0.03	

#### (3) 変化率適用表

作業工程	業別	地域	縮尺
土地現地調査報告書作成	内		×
添付図面作成	内		×
確定図作成	内	×	
用地管理図作成	内	×	

(4)地域による変化率

地 域	大市街地	市街地甲	市街地乙	都市近郊	耕 地	原 野
変 化 率	+ 1.0	+ 0.8	+ 0.5	+ 0.3	0	- 0.3

備考 森林については、耕地を適用する（変化率 0）。

(5)縮尺による変化率

確定図作成、用地管理図作成		
1 / 250	1 / 500	1 / 1000
+ 0.2	0	- 0.1

備考 確定図作成、用地管理図作成は、縮尺 1 / 500 を標準としており、それと異なる場合は変化率を適用する。

2 権利調査(単独発注)

権利調査を単独で発注する場合は、準備打合せとして「作業計画（権利調査）」及び「打合せ協議（業務着手時）」を計上し、「打合せ協議（中間打合せ）」は必要に応じて計上する。

なお、「打合せ協議（成果品納入時）」及び「現地踏査」については計上しないものとする。

(1) 作業計画（権利調査）

作業工程及び 標準作業量	所要日数 (編 成)						延人 日数 計	各項目の直接人件費 に対する割合			摘要
	内外 業の 別	測量 主任 技師	測量 技師	測量 技師 補	測量 助手	普通 作業 員		機 械 経費	通 信 運 搬 費等	材 料 費	
作 業 計 画 ( 権 利 調 査 ) 1 業 務 当 り	内	0.16 (1)	0.22 (1)	0.22 (1)	-	-	0.60	0.0 %	0.0 %	0.0 %	

注：表中、下段括弧書きは、編成をいう。

(2) 打合せ協議（権利調査）

（ 1 業務当り）

打 合 せ 協 議	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	備 考
業 務 着 手 時	0.5	0.5		
中 間 打 合 せ		0.5	0.5	1 回当り

3 登記簿等閲覧手数料

登記簿等の閲覧手数料の積算は、次表により算出した数量に、登記手数料令（昭和 24 年 5 月 31 日政令第 140 号）第 3 条に規定する金額を乗じて算出し、直接経費として計上するものとする。

ただし、諸経費の対象とはしないものとする。

登記簿等閲覧手数料

種 目	設計単位	予定数量	変更数量	摘 要
公 函 等 の 転 写	枚	概 数	実績数量	成果品として登記事項証明書の納付を受ける。
土地の登記記録調査	筆	概 数	実績数量	
建物の登記記録調査	戸	概 数	実績数量	
権 利 者 確 認 調 査	法人	概 数	実績数量	